

○上士幌町議会基本条例（令和5年度活動分）議員評価シート集計表

評価基準：
A＝おおむね達成した。向上心を持って取り組んだ。
B＝取り組んだが、不足している部分等が見受けられ、改善の余地がある。
C＝取り組もうとしたが、達成したとまでは言いがたい。
D＝全く取り組んでいない。取り組んだとはいえない。
E＝その他（不明・回答不可など）→Eの場合は、自由表記欄に必ず記載すること。
F＝事例・実績なし
自由表記：

前文

地方議会は、議員と首長という二元代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分に発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。

上士幌町においても、町民から選挙で選ばれた議員で構成する「町議会」（以下「議会」という。）と、同じく選挙で選ばれた「町長」という2つの代表機関がともに町民の信託を受けて活動しています。

その活動は、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を活かし、相互に緊張関係を保ちながら町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、上士幌町としての最良の意思決定に導く共通の使命が課せられています。

議会は、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に寄与するとともに、議会制度や議員活動のあり方など自らの改革に取り組むことが重要と認識しています。

町民への積極的な情報の公開・共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、議員間の自由かつ達な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。また、議員としての資質の向上を図り、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。

よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会が果たすべき自主的かつ自律的な運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とします。

（基本理念）

第2条 議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組みます。

2 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。

3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たします。

4 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。

・ 議会は基本理念に則り活動したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
3	2	5	0	1	0	C	B	A	B	C	E	C	C	A	C	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・ 基本理念をいかす為の具体的対応の検討、取組の深化が必要と思う。(早坂)
- ・ 町民の声を聴く機会を増やすためどう取り組むべきか。(松岡)
- ・ 「広く町民の意思を把握」という点に関して今まさに取り組んでいるところであり、現時点では十分とは言い難い。(中村)
- ・ 討論や政策提言、予算の一部修正案を提出する機会等について、その手法の意味するところやどのようなものがそれに当たるか全員の共通認識の上、実行できる土台が自身に不足している(田邊)
- ・ 監視、調査、提言機能に関する基礎的研修の必要性。(馬場)
- ・ まだ、議会基本条例を意識した、議会運営、委員運営となり切っていないので、先進地やアドバイザー等の協力を得て、早急に取り組むべし。(江波戸)

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な議会運営のもとに、次の活動を行います。

(1) 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。

・ 議会は、議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行ったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
8	2	0	0	1	0	A	A	A	A	A	E	A	B	A	B	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・ 議員間討議の実施。(馬場)
- ・ 町の重要課題である例として、ゼロ・カーボン、スマートタウン推進などの事項に討議をもとに、町民の声を反映する町民懇談等が必要である。(江波戸)

(2) 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制すること。

・ 議会は、町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
2	4	4	1	0	0	B	B	A	B	C	D	C	C	B	C	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・一部、町民理解が希薄な事務事業があり、行政側に丁寧な町民説明を求めるとともに、議会としても町民への報告や意見交換が必要と思う。(早坂)
- ・特に「町民の意思が的確に反映」という点に関しては、十分とは言い難い。(中村)
- ・町民の声を広く聞き、反映したいと思っているがまだまだ足りていないため、それに基づいた視点が欠いている可能性が十分ある(田邊)
- ・町民との懇談会及び町政報告会の定期的開催。(馬場)
- ・町民の意思全てが反映されることは現実的には無理なのですが、町民の意思を掘り反映されるように努力いたします。(西原)
- ・議会、委員会における議員の質疑等に参加する事前調査や課題把握が不十分であり、議会、委員会事前における、議員個々の課題意識の醸成が必要である。(江波戸)

(3) 議員相互間の自由かつ達な討議を通して意見を集約し運営すること。

- ・議会は、議員相互間の自由かつ達な討議により意見集約し運営したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	2	6	3	0	0	D	C	B	C	C	D	C	C	B	D	C

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・議員間討議のあり方についての調査・検討が必要と思う。(早坂)
- ・内容によっては、議員間討議して共通理解が必要。(松岡)
- ・今後議員間討議について、研修や調査を実施していきたい。(斉藤)
- ・「議員間討議」は今まさに取り組んでいるところであり、未達成と考える。(中村)
- ・議員間討議については正式に行っていない。日程の都合などのようにできるか検討するべきである(田邊)
- ・2022年札幌自治会館にて勢籙了三氏より議員間討議についての研修を受けているが、より具体的に実施している芽室町議会の方法を学ぶため、芽室方式を研修するべきである。(渡部)
- ・議員間討議の必要性の理解と実施に当たりルールの策定及び試行的実施。(馬場)
- ・現在、委員間討議とはの段階程度であり、議長、議運委員長を筆頭にこの取り組みの意義と取り組む方法などの研修を指導すべきである。(江波戸)
- ・議員間討議をもっと活発にする(小椋)

(4) 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案等を議決したときは、町民に対して説明すること。

- ・議会は、議決責任を深く認識し、重要な事項についての議案等を議決したときは、町民に対して説明したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	5	4	2	0	0	C	B	B	B	C	D	C	D	B	C	B

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・町民への定期的報告会などの開催が必要と思う。(早坂)
- ・議会だより又は広報である程度取り上げられていると思うが、タイムリーに少し欠けるかもです。(松岡)
- ・町民に対する議会報告会等の開催に努めて行きたい。(齊藤)
- ・議決報告は事項の重要性は関係なく全てについて結果のみ報告しており、特に説明まではしていないので、今後は重要な事項は説明すべきと考える。(中村)
- ・SNSやホームページ等でタイムリーな対応が必要と考える。議案の見える化(田邊)
- ・定例会終了後の議会報告会の実施。(馬場)
- ・全体に伝えるのは広報やホームページに委ねるしかないが、周りの人たちに伝える努力は必要。(西原)
- ・広報活動として、概要の報告はあるが、議会自らの意思を持つての取り組むために、四半期ごと議会終了後、議運等で整理し説明の機会を設けるべき。(江波戸)
- ・町民懇談会の更なる実施(小椋)

(委員会及び委員長の活動原則)

第4条 上土幌町議会委員会条例(昭和62年条例第5号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」といいます。)は、次の活動を行います。

(1) 審査及び調査に当たっては、資料等の公開に努め、町民に分かりやすい議論を行うこと。

【所管】

- ・委員会は、審査及び調査にあたり、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行ったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
1	4	2	3	0	1	B	B	A	C	C	D	B	D	B	D	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・資料等の公開拡大や議員としてよりわかりやすい発言、質疑に努めていくべきと思う。(早坂)
- ・資料の公開はどのようになっているのか。(松岡)
- ・資料公開はできていない。分かりやすい議論ができたかどうか確認していない。(中村)
- ・委員会傍聴における資料の公開は必須と考える。インターネット中継ならホームページ上での公開、傍聴者用資料を積んでおくなど対応すべき(田邊)
- ・資料の準備、公開及び論点の整理。(総務文教厚生常任委員会)(馬場)
- ・定例の町民懇談会に報告し、並行して議会広報により報告する。(江波戸)

【議運】

- ・委員会は、審査及び調査にあたり、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行ったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
2	4	1	3	0	1	B	B	A	C	B	B	D	D	A	D	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・資料等の公開拡大や議員としてよりわかりやすい発言、質疑に努めていくべきと思う。(早坂)
- ・資料の公開はどのようになっているのか。(松岡)
- ・資料公開はできていない。分かりやすい議論ができたかどうか確認していない。(中村)
- ・ホームページ上に公開するべき(田邊)
- ・資料の準備、公開及び論点の整理。(馬場)
- ・重要な課題として取組み、議会における資料はインターネットで町民に届くようにすべきである。なお、予算決算資料は議会及び町民に分かりやすいものを作成するよう、行政と協議し、併せて合同で先進地の例に学ぶ必要がある。(江波戸)

【予算・決算】

- ・委員会は、審査及び調査にあたり、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行ったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
2	4	1	3	0	1	B	B	A	C	B	D	B	D	A	D	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・資料等の公開拡大や議員としてよりわかりやすい発言、質疑に努めていくべきと思う。(早坂)
- ・資料公開はできていない。分かりやすい議論ができたかどうか確認していない。(中村)
- ・ホームページ上でも公開するべき(田邊)
- ・解りやすい資料の準備、公開。(馬場)
- ・重要な課題として取組み、議会における資料はインターネットで町民に届くようにすべきである。なお、予算決算資料は議会及び町民に分かりやすいものを作成するよう、行政と協議し、併せて合同で先進地の例に学ぶ必要がある。(江波戸)

(2) 町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。

【所管】

- ・委員会は、審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催したか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	3	5	1	0	2	C	B	B	C	B	D	F	C	C	C	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・町民への定期的意見交換会・報告会などの開催が必要と思う。(早坂)
- ・今後の検討課題としていきたい。(齊藤)
- ・「委員会での意見交換会や議員間討議」は始まったばかりで今後の課題と考える。(中村)
- ・定期的に意見交換の場を持つべき。SNSやホームページでも広く意見収集できるように配慮し、議会が意見を聴こうとしている姿勢を示し続ける。(田邊)
- ・年間計画を策定し実施。(総務文教厚生常任委員会)(馬場)
- ・委員会開催ごとに、課題ごとの内容を点検し、意見交換を行う。(江波戸)

【議運】

・委員会は、審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催したか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	4	2	0	2	3	C	B	B	B	E	E	F	F	B	C	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・町民への定期的意見交換会・報告会などの開催が必要と思う。(早坂)
- ・意見交換は十分とは言えない。(松岡)
- ・今後の検討課題としていきたい。(斉藤)
- ・「議会改革」に関する意見交換会の機会が多くなったが、行政課題に対処しているかは疑問。(中村)
- ・議会報告会の中で実施する。(馬場)
- ・委員会開催ごとに、課題ごとの内容を点検し、意見交換を行う。(江波戸)

(3) 委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に務め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどること。

【所管】

・委員長は、副委員長と協議し、委員会の秩序保持に務め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどったか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
2	5	1	1	1	1	B	E	A	B	B	B	A	C	B	D	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・不明(松岡)
- ・産経委員会についてはもう少し副委員長と協議すべきだったと思う。(中村)
- ・議事内容が立て込んでいる場合、事前に時間の確保や、タイムスケジュールに沿うために発言時間の確保および時間制限を設けるなど整理が必要に感じる。そうすることで、質疑応答の簡潔化されるのではないか。(田邊)
- ・特別委員会については副委員長と相談しながら進めている。(渡部)
- ・必要時だけでなく定例で開催し確認する。(総務文教厚生常任委員会)(馬場)
- ・このあり方を点検し、協議の内容を整理し進めるべき。(江波戸)

【議運】

・委員長は、副委員長と協議し、委員会の秩序保持に務め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどったか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
4	2	2	1	1	1	C	E	A	A	A	B	A	C	B	D	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・不明(松岡)
- ・このあり方を点検し、協議の内容を整理し進めるべき。(江波戸)

【予算・決算】

- ・委員長は、副委員長と協議し、委員会の秩序保持に務め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどったか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
5	2	1	1	1	1	B	E	A	A	B	D	A	A	A	C	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・不明(松岡)
- ・ページの区切りを1ページ毎にし、ページの往来を防ぎ、進行をスムーズにするべき(田邊)
- ・このあり方を点検し、協議の内容を整理し進めるべき。(江波戸)

(4) 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点等を明確にすること。

【所管】

- ・委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たり、論点、争点等を明確にしたと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	1	6	2	1	1	C	E	C	D	B	C	C	D	C	C	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・どのような場面でのどのように取り組むか具体的検討が必要と思う。(早坂)
- ・理解してませんでした。(松岡)
- ・議員間討議について、今後研修や調査を実施していきたい。(齊藤)
- ・現時点では「討議による合意形成」ならびに「委員長報告作成」は行っておらず、「議員会討議」を含め今後の必須課題と考える。(中村)
- ・論点、争点の明確化が図られている。討議の場を持てるよう協力をしていきたい。委員長報告については認識がない(田邊)
- ・議員間討議を試行的に実施し、論点、争点を明確にする。(総務文教厚生常任委員会)(馬場)
- ・討議のあり方を推進する。(江波戸)

【議運】

- ・委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たり、論点、争点等を明確にしたと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	3	3	2	2	1	B	E	C	C	E	B	D	B	C	D	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・本会議の議事進行のあり方、議会改革議論を通じ討議はできている。(早坂)
- ・理解してませんでした。(松岡)
- ・議員間討議について、今後研修や調査を実施していきたい。(齊藤)
- ・「討議による合意形成」は多少行っているものの「委員長報告作成」は行っていないので、改善の余地は多分にあると考える。(中村)
- ・把握していない(田邊)
- ・必要において委員長報告があるが、質問の内容を認識し対応する必要がある。(江波戸)

【予算・決算】

- ・委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たり、論点、争点等を明確にしたと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
1	3	4	1	1	1	C	E	C	D	B	C	A	B	C	B	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・どのような場面でどのように取り組むか具体的検討が必要と思う。(早坂)
- ・理解してませんでした。(松岡)
- ・議員間討議について、今後研修や調査を実施していきたい。(齊藤)
- ・現時点では「討議による合意形成」ならびに「委員長報告作成」は行っておらず、「議員会討議」を含め今後の必須課題と考える。(中村)
- ・討議の意味するところや委員長報告についての私の理解がない。討論や発言の場は等しく設けられた。(田邊)
- ・委員長報告は論点、争点の報告が必須であり、全議員が討論を述べる意志商事表示も必要であり、議長を除くとしているが、他の事例を調査し、少人数議会においては委員長・議長の積極的な質疑も必要であるので調査すべき。(江波戸)

(議長及び議員の活動原則)

第5条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。

(1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。

- ・議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行っていたと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
7	2	1	0	1	0	A	A	A	A	A	G	E	B	A	B	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・議長は、あらゆる法、条例、規則等により議会を運営するが、自分自身でのこれらの理解に努め円滑に議会を進める必要がある。(江波戸)

(2) 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。

- ①議員は、議員相互間の討議を重んじて活動したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	1	6	4	0	0	C	B	C	C	C	C	D	D	D	D	C

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・どのような場面でどのように取り組むか具体的検討が必要と思う。(早坂)
- ・議員間討議について、今後の検討課題としていきたい。(斉藤)
- ・「議員間討議」は重要であると考えてはいるが、今後の推進が必要と考える。(中村)
- ・したいと考えているが取り組めていない(田邊)
- ・議員相互による討議の試行的実施。(馬場)
- ・やろうとしているがまだ討議まで進んでいない。(西原)
- ・現在、活動についての研修入り口段階である。その意味では全く不十分であるので早急に全議員課題として推進する。(江波戸)
- ・議員間討議をもっと活発にする(小椋)

②あなたは、議員相互間の討議を重んじて活動したか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
1	0	8	2	0	0	C	C	C	C	C	C	A	D	D	C	C

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・どのような場面でどのように取り組むか具体的検討が必要と思う。(早坂)
- ・議員間での討議がもう少しあると良いと思う。(松岡)
- ・議員間討議について、今後の検討課題としていきたい。(斉藤)
- ・「議員間討議」は重要であると考えてはいるが、今後の推進が必要と考える。(中村)
- ・討議の場を設けるべき(田邊)
- ・討議に求められる知識等の自己研鑽。(馬場)
- ・やろうとしているがまだ討議まで進んでいない。(西原)
- ・重要な認識課題とし、また議会改革の重要な柱とし、自己研鑽及び研修に努める。(江波戸)
- ・議員間討議をもっと活発にする(小椋)

上記②より①の評価が低い場合、あなたはどのように取り組んだか。今後、どのように取り組もうと考えるか。(自由表記)

- ・討議の必要性を感じた案件がある場合、委員長に伝える(田邊)

(3) 議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をする事。

①議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をしたと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋

0	6	3	1	1	0	C	B	B	B	E	B	D	C	B	C	B
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・それぞれ努力してきているが、より一層の活動が必要と思う。(早坂)
- ・今後も自己研鑽に努めたい。(齊藤)
- ・「町民の意思を的確に把握」に注力すべきと考える。(中村)
- ・課題の認識を深めつつあるが、十分と言えない。より町民とのコミュニケーションが必要(田邊)
- ・町民の声と課題を積極的に拾い、定例議会での一般質問として欠かさず質問を続けているが一般質問に取り組む議員が少ないので、一般質問参加を積極的にできる議員の姿勢づくりを全員で実施することが必要です。(江波戸)
- ・更なる町民懇談会の実施(小椋)

②あなたは、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をしたか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	6	4	1	0	0	C	C	B	B	C	B	B	D	B	C	B

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・努力してきているが、より一層の活動が必要と思う。(早坂)
- ・今後も自己研鑽に努めたい。(齊藤)
- ・「町民の意思を的確に把握」に注力すべきと考える。(中村)
- ・課題の認識を深めつつあるが、十分と言えない。より町民とのコミュニケーションが必要(田邊)
- ・町民の意思の把握については特定の個人、団体に限られ自己研鑽が不足していた。(馬場)
- ・今の段階でできることは行っているつもりだが、さらに研鑽を続けていく必要がある。(西原)
- ・町民説明会等の工夫により、多くの町民の声を参照したり、先進行政活動のニュースに耳を傾け、必要なことについては書籍等による活用も推進することに努めるべき。(江波戸)
- ・更なる町民懇談会の実施(小椋)

上記②より①の評価が低い場合、あなたはどのように取り組んだか。今後、どのように取り組もうと考えるか。(自由表記)

(4) 議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。

①議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動をしたと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
6	3	1	0	1	0	B	A	A	A	E	B	A	C	A	B	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・より一層の活動が求められていると思う。(早坂)
- ・本目的に向け、議会基本条例のもと「情報共有」「住民参加」「議会機能の強化」へ具体的な取組が必要。(馬場)
- ・議員として、少しでも小さな町民不安に対応する姿勢づくりが必要なこと。(江波戸)

②あなたは、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動をしたか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
5	3	3	0	0	0	B	C	A	A	C	B	A	C	A	B	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・より一層の活動が求められていると思う。(早坂)
- ・達成するには理解、把握が不足している。(田邊)
- ・特定分野の活動になってしまい、広い視点での活動が必要。(馬場)

上記②より①の評価が低い場合、あなたはどのように取り組んだか。今後、どのように取り組もうと考えるか。(自由表記)

(議員研修の充実強化)

第6条 議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、別に定める上士幌町議会議員研修要綱（令和4年4月1日制定）に基づき、議員研修を実施します。

・議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、別に定める上士幌町議会議員研修要綱に基づき、議員研修を実施したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	3	6	2	0	0	D	C	B	B	C	C	D	C	C	C	B

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・研修は行っているが、年度当初の研修計画作りが大切である。(早坂)
- ・次年度以降取り組んで行きたい。(齊藤)
- ・道外研修以外は受身の研修だったが、次期からは積極的な研修を計画する。(中村)
- ・効果的で効率的な質問力が求められる。その上で立案できるようになる等順を追って実践につながる研修をするべき(田邊)
- ・研修要綱に基づき、議員間で共有できた研修計画の策定、実施。(馬場)
- ・研修計画を立てる(西原)
- ・目的を持った研修を年末までに整理し、概要の年間計画を作成する。(江波戸)
- ・更なる議員研修の実施(小椋)

2 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催します。

- ・議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	3	5	3	0	0	D	C	B	B	C	C	D	C	B	D	C

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・研修は行っているが、年度当初の研修計画作りが大切である。(早坂)
- ・次年度以降取り組んで行きたい。(齊藤)
- ・道外研修以外は受身の研修だったが、次期からは積極的な研修を計画する。(中村)
- ・現在議論していると認識している。今後展開されることを期待している(田邊)
- ・課題を明確にした上で研修計画の策定。(馬場)
- ・計画を立てる(西原)
- ・研修計画実施に当たり、取り組む課題別に議員活動として担当委員を決定し、議運活動に諮る制度化とする。(江波戸)
- ・専門家との研修会、研究会の実施(小椋)

第3章 町民と議会との関係

(町民参加及び町民との連携)

第7条 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。

- ・議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	4	5	2	0	0	C	B	B	C	C	C	D	D	B	C	B

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・町民への報告会や意見交換会等の定期的開催が必要と思う。(早坂)
- ・議会報告会等の開催に努力していきたい。(斉藤)
- ・ネット中継による情報公開、傍聴や意見交換会を通じての議会に関わる機会を提供できたと思うが、ただ説明責任を果たせたとは言い難い。今後の課題と考える。(中村)
- ・町民と接する機会を定期的に、または臨時的に複数回設定すべき(田邊)
- ・町民議会モニター、議会だよりモニターの委嘱。(馬場)
- ・この通りとする。(江波戸)
- ・町民が議会活動に参加する機会の実施(小椋)

2 議会は、本会議の日程及び内容、委員会の日程を事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。

・議会は、本会議の日程及び内容、委員会の日程を事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
3	4	4	0	0	0	B	B	A	B	C	C	A	C	A	C	B

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・より一層の具体的取り組みが必要と思う。(早坂)
- ・結果についての情報公開については、十分とまではしていないのでは。(松岡)
- ・本議会や委員会の日程および本会議の審議結果は町民に知らせているが、内容、審議過程等については公開していないと思われる。以前個人的には行っていたが、情報を欲しがらる町民があまりにも少なく、非効率なので現在は中断中。広報等による方法を模索中。(中村)
- ・広報やホームページで知らせているが、知らない町民が多いと感じる。公共施設に張り出すことは一部有効性もあるのではないかと考える。(田邊)
- ・議会報告会の開催。議会だよりで周知。(馬場)
- ・少しでも内容が分かる審議経過報告書作成を検討する。(江波戸)
- ・審議過程の情報の公開(小椋)

3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します。

・議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
2	1	3	3	1	1	B	A	C	D	C	E	D	C	F	D	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・今後、事案に応じて制度活用の検討が必要と思う。(早坂)
- ・どのように学識経験者等の、専門的かつ政策的識見を反映していけるのか調査研修していきたい。(齊藤)
- ・今後はサポーターやモニター制度も含め議会の意思決定に反映させる必要あると考える。(中村)
- ・議論されている認識。次年度以降行われることに期待。(田邊)
- ・議会関係の条例、規則、関係した取り組みを最重要として取り組む。(江波戸)

- 4 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を確保します。
- ・議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を確保したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
5	6	0	0	0	0	A	B	B	B	A	B	A	A	B	B	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・理解していませんでした。(松岡)
- ・必要に応じて、機会を設けて行きたい。(齊藤)
- ・提案議員の意見は聞くが、大元の町民の意見や思いを聞くことはなかった。(中村)
- ・この請願等があれば、確実に実施する。(江波戸)

- 5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。
- ・議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行ったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	4	3	4	0	0	B	C	B	B	D	B	D	D	D	C	C

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・町民への報告会や意見交換会等の定期的開催が必要と思う。(早坂)
- ・これから前進していくと考えます。(松岡)
- ・次年度以降、議会報告会を開催していきたい。(齊藤)
- ・町民との意見交換会は毎年行ってきたが、広く町民の意見を聴取できていなかった。まさに今この目的に向かって計画、実行している。(中村)
- ・開催していない。開催するべき。(田邊)
- ・意見交換会実施に向けた年間計画の策定及び政策提案ができる資質向上に向けた研鑽。(馬場)
- ・具体的にどうするかを決定する。(西原)
- ・議会からの政策提言については、重要な取り組みとすべき。(江波戸)
- ・議会報告会の開催(小椋)

(議会広報の充実)

第8条 議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。

- ・議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	2	6	2	1	0	C	C	C	C	E	D	D	C	B	C	B

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・どのような事案について、どのような方法で周知するか検討が必要と思う。(早坂)
- ・町民への周知について検討。(松岡)
- ・今後の課題としたい。(斉藤)
- ・町政の争点や論点を町民に周知できていないが、その前に興味をもってもらえるようにしたい。(中村)
- ・議会だよりにおいては、予算、決算特別委員会の議員個人の視点からコメントしているが、議会としてはその議会があるのか不明(田邊)
- ・施策、事業の争点等普段から討議が必要。(馬場)
- ・広報やHPにおいて行っているが、あとは議員個々の活動に委ねるしかないのでは！(西原)
- ・議会運営委員会で整理し、町議会活動広報の単独発行、臨時発行に努める。(江波戸)
- ・町民懇談会の開催(小椋)

2 議会は、情報通信技術の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。

- ・議会は、情報通信技術の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行ったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
3	5	3	0	0	0	B	B	A	B	C	C	B	C	A	B	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・努力してきたが、より検討が必要と思う。(早坂)
- ・多様な広報手段の活用について検討。(松岡)
- ・以前個人的には行っていたが、情報を欲しがらる町民があまりにも少なく、非効率なので現在は中断中。広報等による方法を模索中。(中村)
- ・SNSを活用した方が良いのではないかと。特に若い世代は紙面による媒体に対応できない人も多いのではないかと。(田邊)
- ・SNS等を駆使した情報発信が必要。(馬場)
- ・デジタル機能を活用し、高齢者にも伝わる活動を進める。(江波戸)

(議会の活動内容の公表)

第9条 議会は、町民に対し、議会の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ります。

- ・議会は、町民に対し、議会の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋

1	5	5	0	0	0	B	B	A	B	C	C	C	C	B	C	B
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・ネット中継や議会だよりなどにより努めてきたが、更なる検討が必要と思う。(早坂)
- ・ネット中継配信により情報公開、共有はなされているものの、活性化につながっているとは言えない。双方向のやり取りを行う必要があると考えている。(中村)
- ・広報により公表しているが、活性化したとまでは言えない。(田邊)
- ・議会活動の自己評価まで至っていない。自己評価の実施と公表が必要。(馬場)
- ・SNSの活用法をさらに探る(西原)
- ・議会だより、デジタル通信発送により対応する幅を深める。(江波戸)
- ・町民懇談会の開催(小椋)

第4章 町長等と議会との関係

(町長等と議会、議員の関係)

第10条 町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営します。

- ・町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
3	4	3	1	0	0	B	B	B	A	B	D	C	C	A	C	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・緊張感を持って対応しているが、町民によりわかりやすい議論に努めるべきと思う。(早坂)
- ・今後の課題としたい。(齊藤)
- ・互いに真摯に対応していると感じる。一方質問の論点争点を簡潔明確にする必要がある。(田邊)
- ・二元代表制のもとで議会の合議制、町長の独任制など異なる特性の中にあっても町民参加を基本とするまちづくりは両者に共通する。町民意見を背景としたまちづくりへの取り組みが必要。(馬場)
- ・議員の役割の60%以上が町の仕事等に関する点検活動とされています。一課題一議員一つ維持用の発言を実行する。(江波戸)

2 議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行います。

①議員と町長等との質疑応答は、一問一答方式により、広く町政上の論点、争点を明確にしたと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
2	6	3	0	0	0	B	B	B	B	C	C	C	B	A	B	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・議員も町長等もより一層の検討が必要と思う。(早坂)
- ・今後の検討課題としていきたい。(齊藤)
- ・簡潔な質問には心掛けてはいるものの、一問一答ならびに論点、争点の明確化にも改善の余地あり。(中村)
- ・何に対して答えてほしいのかを明確にして、質疑の質を上げていきたい(田邊)
- ・論点・争点を確認し進める。(江波戸)

②あなたと町長等との質疑応答は、一問一答方式により、広く町政上の論点、争点を明確にできたか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	5	4	1	0	1	B	C	B	B	C	C	D	C	B	B	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・自らも町長等もより一層の検討が必要と思う。(早坂)
- ・まだまだ力不足です。(松岡)
- ・今後の検討課題としていきたい。(齊藤)
- ・簡潔な質問には心掛けてはいるものの、一問一答ならびに論点、争点の明確化にも改善の余地あり。(中村)
- ・質問の内容を明確化かつ簡潔にし、質疑の質を上げていきたい。(田邊)
- ・準備した質問に終始し、質疑による政策論争まで至っていなかった。論点、争点の見極めが必要。(馬場)
- ・まだ不十分な点がある。(西原)
- ・質疑応答時間の設定見直しも必要である。(江波戸)

上記②より①の評価が低い場合、あなたはどのように取り組んだか。今後、どのように取り組もうと考えるか。(自由表記)

3 議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開します。

①議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
4	5	2	0	0	0	B	B	B	A	A	C	B	B	A	C	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・より一層の研鑽、検討が必要と思う。(早坂)
- ・今後の検討課題としていきたい。(齊藤)
- ・討議に対する方法の検討(江波戸)

②あなたは、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開できたか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	5	3	0	0	3	F	C	B	B	B	B	F	C	B	C	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・政策（推進方法）について論議できるとよかった。(松岡)
- ・今後の検討課題としていきたい。(斉藤)
- ・ある程度はできていると思うが、情報収集不足等により完全には政策論争に反映できていない。(中村)
- ・質問を明確にし、答弁しやすいよう配慮したい。(田邊)
- ・討議による政策論争までには至っていないため論点、争点の深堀及び自己研鑽が必要。(馬場)
- ・まだ不十分な点がある(西原)
- ・討議に対しては、難しい課題である。(江波戸)

上記②より①の評価が低い場合、あなたはどのように取り組んだか。今後、どのように取り組もうと考えるか。(自由表記)

4 議員は、一般質問の通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ります。

①議員は、一般質問の通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ることができたか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
5	5	0	0	0	1	B	A	B	A	A	B	F	B	A	B	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・より一層の研鑽、検討が必要と思う。(早坂)
- ・今後の検討課題としていきたい。(斉藤)
- ・課題である。(江波戸)

②あなたは、一般質問の通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ることができたか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	5	3	0	0	3	F	C	B	B	B	B	F	C	B	C	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・まだまだ、勉強不足です。(松岡)
- ・今後の検討課題としていきたい。(齊藤)
- ・ある程度はできていると思うが、更なる勉強や情報収集を行う必要があると感じる。(中村)
- ・意図したように伝えることができないことがあった。答弁につなげるための努力をしたい。(田邊)
- ・更なる自己研鑽が必要。(馬場)
- ・できた点とまだまだ不十分点がある。(西原)
- ・討議時間の確保が課題である。(江波戸)

上記②より①の評価が低い場合、あなたはどのように取り組んだか。今後、どのように取り組もうと考えるか。(自由表記)

5 議員は、二代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。

①議員は、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しなかったか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
11	0	0	0	0	0	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・対象者はいないと思うが、②の回答の反映が良いかと(田邊)

②あなたは、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しなかったか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
11	0	0	0	0	0	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・他の委員には就任していません。(松岡)

上記②より①の評価が低い場合、あなたはどのように取り組んだか。今後、どのように取り組もうと考えるか。(自由表記)

6 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長及び執行機関の長並びに職員(以下「町長等執行機関の長等」といいます。)は、議員の質疑及び質問に対して、議長及び委員長の許可を得て、論点、争点を明確にするため反問することができます。

7 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長等執行機関の長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論することができます。

(政策形成過程等)

第11条 議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程を論点として審議します。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画の実行計画及び個別計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 総合計画上の実行計画及び将来にわたる政策等のコスト計算

・議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、7項目をもとに政策形成過程を論点として審議したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	7	4	0	0	0	B	B	B	B	B	C	C	C	B	C	B

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・今後もより水準を高めていくことが必要と思う。(早坂)
- ・個々で全てを網羅することは難しいので可能な限り協議することが重要と考える。(中村)
- ・自身に認識が足りないところがあった。総合的な視点を身に付けたい。(田邊)
- ・常に意識した審議が必要。提案側にも7項目を意識した提案、説明を求める。(馬場)
- ・7項目を意識した審議(小椋)

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行います。

・議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たり、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行ったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	6	4	1	0	0	B	B	B	B	C	C	C	C	B	D	B

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・今後もより水準を高めていくことが必要と思う。(早坂)
- ・今後の検討課題としていきたい。(齊藤)
- ・論点、争点をもっと明確にすべきと思う。(中村)
- ・個人の勉強はある程度必要としても、専門的知識を有する案件の場合、適正な適否の判断ができていると言い難いところもある。(田邊)
- ・執行後まで想定した審議に至っていない。(馬場)
- ・この課題対応は不十分であり、重要課題として検討すべき。(江波戸)
- ・執行後を想定した審議(小椋)

(評価の実施)

第12条 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。

- ・議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価を行ったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
5	3	2	1	0	0	B	A	B	A	B	C	A	C	A	D	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・議員間討議が必要と思う。(早坂)
- ・今後の検討課題としていきたい。(齊藤)
- ・採決による評価との認識がある一方、討論を行うのは一部議員であり、自分を含め具体的に議員の意見表明がなされていない。(田邊)
- ・決算審査後、主な事業の次年度予算に反映するべく仕組みづくりが必要。(馬場)
- ・議会改革の軸であり、議運、又は特別組織を持って実施に向かい対応すべき。(江波戸)

2 議会は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めます。

- ・議会は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めたと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
2	4	4	1	0	0	D	B	B	C	B	C	A	C	B	C	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・議員間討議が必要と思う。(早坂)
- ・今後の検討課題としていきたい。(齊藤)
- ・反映されているので良しとするのか。そうでない場合、一部修正案の提出も考えられるのではないかと。(田邊)
- ・決算後の討論等の仕組みづくりが必要。(馬場)
- ・課題別討議がないことから、このことについては研修課題である。(江波戸)

(議決事項の拡大)

第13条 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第2項に基づき上士幌町議会の議決すべき事件に関する条例（平成23年条例第12号）で定める議決事件の拡大に向けて検討を進めます。

- ・ 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、議決事件の拡大に向けて検討を進めたと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	0	3	3	1	4	F	F	G	D	E	G	F	C	F	D	D

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。（自由表記）

- ・ 今後の検討課題としていきたい。（斉藤）
- ・ 議決事件拡大に向けた検討について、自身の理解が不足している。（田邊）
- ・ 議決事項の項目は少なく、提案で終わらせるものでなく必要において、重要計画等については検討すべき。（江波戸）
- ・ 更なる検討（小椋）

第5章 適正な議会機能と議会運営

(自由討議による合意形成)

第14条 議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。

- ・ 議会は、議員による討議の場として、議員相互の討議を中心に運営したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	0	8	2	0	1	C	F	C	C	C	G	D	C	C	D	C

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。（自由表記）

- ・ 事案に応じて討議の検討が必要と思う。（早坂）
- ・ 議員相互の討議は不十分であると考えます。（松岡）
- ・ 今後議員間討議について、研修・調査を実施していきたい。（斉藤）
- ・ 「議員間討議」は始まったばかりなので今後期待して欲しい。（中村）
- ・ 討議へ持ち込む手順や流れが必要（田邊）
- ・ 試行的に議員間討議の実施。（馬場）
- ・ 議員相互の討議を中心というが、どの場面で行うのか？（西原）
- ・ あり方を真剣に考えるべき。（江波戸）
- ・ 議員間討議の実施（小椋）

2 前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限にとどめるものとし、議員間で活発な討議を行います。

・本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限にとどめるものとし、議員間で活発な討議を行ったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	2	8	0	0	1	C	C	C	C	C	C	F	C	B	C	B

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・事案に応じて討議の検討が必要と思う。(早坂)
- ・今後の検討課題としていきたい。(斉藤)
- ・「議員間討議」は始まったばかりなので今後期待して欲しい。(中村)
- ・議員間討議を実施すべき(田邊)
- ・更なる討議が必要。(馬場)
- ・必要な場面では行った。討議はどの場面で行うのか?(西原)
- ・議員間討議により評価すべき。(江波戸)
- ・議員間討議の実施(小椋)

3 議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障します。

・議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
9	0	1	1	0	0	A	A	A	A	A	A	D	A	A	C	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・議会会議規則第68条1項、2項に定められているが実績がない。(馬場)
- ・常任委員会の公開委員会以外の検討が必要。(江波戸)

4 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たします。

・議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たしたと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	2	5	4	0	0	C	C	C	D	D	D	D	C	B	C	B

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・事案に応じて討議の検討が必要と思う。(早坂)
- ・自由討議まで至っていないと思われる。(松岡)
- ・今後の検討課題としていきたい。(齊藤)
- ・「議員間討議」ならびにそれに準じた町民への説明は今期以降の課題と考える。(中村)
- ・自由討議を行っていない。今後機会を作ってやるべき(田邊)
- ・議員相互の自由討議をどの場面を言うのか？(西原)
- ・再点検を要する。(江波戸)
- ・議員間討議の実施(小椋)

5 議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に努めます。

①議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に努めたと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	5	4	2	0	0	B	C	B	B	D	C	B	C	C	D	B

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・今後の検討課題だと思う。(早坂)
- ・今後の検討課題としていきたい。(齊藤)
- ・議案の提出は行われたものの、議員間討議は行われておらず、積極性も満足できる水準とは思えない。(中村)
- ・討議を通して問題の本質を広く認知した上で合意形成を図るべき。(田邊)
- ・議案提出に向け、必要な研修会等の実施。(馬場)
- ・検討すべき課題である。(江波戸)
- ・議員間討議の実施(小椋)

②あなたは、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に関わったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	2	3	4	0	2	B	D	B	D	C	C	F	D	C	D	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・意見書提案は行っているが、条例等は今後の検討課題にしたいと思う。(早坂)
- ・今後の検討課題としていきたい。(齊藤)
- ・今期は個人として積極的な議案の提出ならびに議員間扇も行っていないが、今後に期待して欲しい。(中村)
- ・もっと積極的に働きかけるべき(田邊)
- ・条例、意見書等提出に向けた自己研鑽が必要。(馬場)
- ・検討すべき課題である。(江波戸)

上記②より①の評価が低い場合、あなたはどのように取り組んだか。今後、どのように取り組もうと考えるか。(自由表記)

(適正な議会費の確立と執行)

第15条 議会は、議会費において適正な議会活動費の確立を目指します。

- ・議会は、議会費において適正な議会活動費の確立を目指したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
7	3	0	0	0	1	A	A	A	A	A	B	F	B	A	B	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・議会基本条例を基本とした年間活動計画執行に必要な活動費の確保。(馬場)
- ・議会活動費の導入に当面の実施について異論がある。推進すべき課題である。(江波戸)

2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため必要な予算を確保し、適正な執行を行います。

- ・議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため必要な予算を確保し、適正な執行を行ったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
9	2	0	0	0	0	A	A	A	A	A	B	A	B	A	A	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・上記に同じ。(馬場)
- ・積極的活動を行なうとしたら、議運で予算検討も必要である。(江波戸)

(議長、副議長志願者の所信表明)

第16条 議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けます。

- ・議会は、議長、副議長の選出に当たり、所信を表明する機会を設けたと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
10	0	1	0	0	0	A	A	A	A	A	A	A	A	A	C	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・実施要綱の制定。所信表明に対する質疑の実施。(馬場)
- ・所信説明については、今後の議会を運営する重要な人選の主旨であり、項目別の決意と文書で行うべきであり、町民に公表すべきものである。(江波戸)

(附属機関の設置)

第17条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。

- ・議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置したか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	0	0	0	0	11	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・今後の検討課題としていきたい。(斉藤)
- ・R5年度は実績なし。(中村)
- ・場面がなかった(小椋)

2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(調査機関の設置)

第18条 議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の2の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を議会の議決により設置します。

- ・議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の2の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置したか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	0	0	0	0	11	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・該当する事例がなかった。(齊藤)
- ・R5年度は実績なし。(中村)
- ・場面がなかった(小椋)

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。

- ・議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えしたか。(参考) 令和5年度は設置していない。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	0	0	0	0	11	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・R5年度は実績なし。(中村)
- ・検討事項(江波戸)

3 調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定めます。

(議会事務局の体制整備)

第19条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、上士幌町議会事務局設置条例(昭和33年条例第13号)に基づく事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。

- ・議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
3	4	2	1	1	0	D	E	B	B	A	C	A	C	A	B	B

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・在籍職員には頑張ってもらっているが、政策立案や各種調査の充実のためには人員増が必要と思う。(早坂)
- ・理解していませんでした。(松岡)
- ・今後の検討課題としていきたい。(齊藤)
- ・役場庁舎等整備特別委員会等を立上げ、議会活動を円滑に進めたが、議員の政策立案能力を向上させたとは言えない。(中村)
- ・議会基本条例の適正運営に当り、業務量の拡大が想定される。現状及び今後の想定される業務の洗い出しが必要。(馬場)
- ・事務局からの意見をしっかり確認していない(江波戸)
- ・負担の軽減(小椋)

2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。

(議会図書室の充実)

第20条 議会は、法第100条第19項の規定により、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能の充実、強化を図ります。

- ・議会は、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能の充実、強化を図ったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
1	1	3	6	0	0	D	D	D	B	D	D	A	C	C	C	D

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・図書の実態に向けた検討が必要と思う。(早坂)
- ・よくわかりません。(松岡)
- ・今後の検討課題としていきたい。(齊藤)
- ・適切に管理されているが、機能の充実は図られていない。(中村)
- ・管理されているが、周知活用しているとは言えない。(田邊)
- ・環境整備も含めた機能の充実が必要。(馬場)
- ・新庁舎に向けて設置場所、設置方法のあり方検討の必要性。(江波戸)
- ・検討(小椋)

2 議会図書室は、議員のみならず、町民、町職員等においても利用することができます。

- ・議会図書室は、議員のみならず、町民、町職員等においても利用することができたと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	0	1	8	1	1	D	D	D	D	E	D	F	D	C	D	D

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・図書の実態に向けた検討が必要と思う。(早坂)
- ・よくわかりません。(松岡)
- ・今後の検討課題としていきたい。(齊藤)
- ・議会図書室は町民には無縁に思える。(中村)
- ・議会図書のあり方について認識していなかった。需要や配置的に、新庁舎建て替え時と合わせて考え方を整理。(田邊)
- ・設置場所も含めた環境整備が必要。(馬場)
- ・場所が町民に入りにくいところにある(西原)
- ・新庁舎に向けて設置場所、設置方法のあり方検討の必要性。デジタルで資料の提供の検討。(江波戸)
- ・広報等で周知(小椋)

(議会改革及び活性化の推進)

第21条 議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めます。

・ 議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めたと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	5	6	0	0	0	B	B	B	C	C	C	B	C	C	C	B

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・ 引続きの取り組みが必要と思う。(早坂)
- ・ 必要に応じて議員相互で話し合いを持つ。(松岡)
- ・ 今後も改革に関する研修・調査を進めていきたい。(斉藤)
- ・ まずは議員間討議が改革や活性化に繋がると考える。(中村)
- ・ 活発な勉強会や議論をすることが必要。(田邊)
- ・ 議会基本条例を基本とした実行計画の評価・検証の積み重ねを町民に開示。(馬場)
- ・ 議運などの話し合いを通して努めているが、まだこれからだと思ふ。(西原)
- ・ 検討する課題(江波戸)
- ・ 更なる活性化に努める(小椋)

2 議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行います。

・ 議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行ったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
2	4	4	0	0	1	C	A	B	B	B	C	F	C	B	C	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・ 土幌町議会の交流を開始したが、一層の充実に向けた取り組みが必要と思う。(早坂)
- ・ 今後も改革に関する研修・調査を進めていきたい。(斉藤)
- ・ 土幌町議会と交流を図り、研修を行った。分権時代にふさわしい議会のあり方の調査研究は意味不明。(中村)
- ・ 研修で得たことを活かしていくべき。(田邊)
- ・ 議会基本条例先進議会の調査、交流。(馬場)
- ・ 検討する課題(江波戸)

3 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行います。

・ 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行ったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
6	2	1	0	0	2	B	A	A	A	F	C	F	A	A	A	B

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・一層の取り組みが必要と思う。(早坂)
- ・更なる調査、研究(小椋)

4 議会は、必要に応じて議会モニター及び議会サポーター等を設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営への反映に努めます。

・議会は、必要に応じて議会モニター及び議会サポーター等を設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営への反映に努めたと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	0	1	8	0	2	D	F	C	D	D	D	F	D	D	D	D

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・引続きの検討が必要と思う。(早坂)
- ・今後も検討課題としていきたい。(斉藤)
- ・今後は研修も含め設置の可否を考えていきたい。(中村)
- ・議題に上がっている。順次取り組む認識。(田邊)
- ・設置に向けた要綱等の事前の準備が必要。(馬場)
- ・制度自体がない(西原)
- ・早急に取り組むべき課題。(江波戸)
- ・引き続き検討(小椋)

(災害時の対応)

第22条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行います。

・議会は、災害時に町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行ったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	0	0	0	0	11	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・今後も検討課題としていきたい。(齊藤)
- ・具体的な事例はなかったが、現在議会BCPを改良中。(中村)
- ・早急に手順を確認しておくべき(田邊)
- ・議会業務継続計画に沿った訓練の実施。(馬場)
- ・何らかの災害を想定し、模擬災害訓練を2年に一度行う(江波戸)

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定めます。

(議会運営の原則)

第23条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行います。

- ・議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行ったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
5	3	2	1	0	0	A	B	A	B	A	D	B	C	A	C	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・(齊藤)
- ・何をもって効率的と言うのか？討議を尽すべきと考える。(中村)
- ・議員の点検活動や確認が不足しているので、この経験が必要である。(江波戸)

2 議会は、上士幌町議会傍聴規則(平成13年議会規則第1号)に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行います。

- ・議会は、上士幌町議会傍聴規則に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行ったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
3	5	1	2	0	0	B	B	B	D	B	C	A	D	A	B	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・引続きの検討が必要と思う。(早坂)
- ・次年度に向けて、傍聴規則の見直しを実施したい。(齊藤)
- ・委員会も含め、退出時の回収を前提で傍聴者に資料を提供すべきと考える。(中村)
- ・Web公開があってもいいと思う(田邊)
- ・傍聴規則の改定により検討した結果の実施。資料の提供の範囲の確認不足(江波戸)

3 議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、再開の時刻を傍聴者にお知らせします。

- ・議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、再開の時刻を傍聴者にお知らせしたと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
10	1	0	0	0	0	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

第6章 議員の政治倫理、議員定数・報酬等

(議員の責務と政治倫理)

第24条 議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めるとともに、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

①議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めるとともに、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めたと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
6	2	2	0	1	0	B	A	A	A	E	B	C	A	A	C	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・引続きの研鑽、努力が必要と思う。(早坂)
- ・個人による評価に由来(田邊)
- ・質疑の内容が不足している議員が見受けられる。(江波戸)

②あなたは、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めるとともに、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めたか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
4	5	2	0	0	0	B	C	B	A	C	B	A	B	A	B	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・引続きの研鑽、努力が必要と思う。(早坂)
- ・今後も使命達成のため努力したい。(斉藤)
- ・行動が伴ってこそ。町民の皆様自身が豊かさを実感できる取り組みを自ら行なっていく。(田邊)
- ・条例及び施行規則の制定。(馬場)
- ・町民の意思を基本として議会等に臨んでいるが、まだまだ不足が多い。(江波戸)

上記②より①の評価が低い場合、あなたはどのように取り組んだか。今後、どのように取り組もうと考えるか。(自由表記)

・町民との懇談不足であり、議員行動の原則として書籍、先進地のウェブ情報活用を進める。(江波戸)

2 議員は、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

①議員は、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
10	1	0	0	0	0	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

②あなたは、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動したか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
11	0	0	0	0	0	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

上記②より①の評価が低い場合、あなたはどのように取り組んだか。今後、どのように取り組もうと考えるか。(自由表記)

3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

①議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めたと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	0	0	0	0	11	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

・事例無し(江波戸)

②あなたは、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めたか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	0	0	0	0	11	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

・事例無し(江波戸)

上記②より①の評価が低い場合、あなたはどのように取り組んだか。今後、どのように取り組もうと考えるか。(自由表記)

(政治倫理基準の遵守)

第25条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 法令を遵守し、議会及び議員の品位並びに名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他行為をしないこと。
- (2) 上士幌町職員の職務執行を妨げるような不正な働き掛けをしないこと。
- (3) 上士幌町が資本金、助成金、補助金その他これらに準じるものを出資している法人等若しくは上士幌町が行う許可又は請負その他契約等に関し、特定の者のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするような働き掛けをしないこと。
- (4) 上士幌町の職員の採用、昇任等の人事に関し、不正な働き掛けをしないこと。

①議員は、4項目の政治倫理基準を遵守したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
9	2	0	0	0	0	A	A	A	A	A	B	A	A	A	B	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

・事例があるかないか確認できない。(江波戸)

②あなたは、4項目の政治倫理基準を遵守したか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
11	0	0	0	0	0	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

上記②より①の評価が低い場合、あなたはどのように取り組んだか。今後、どのように取り組もうと考えるか。(自由表記)

(政治倫理の調査及び審査)

第26条 議長は、議員の政治倫理基準の遵守に関する事項について、調査及び審査する必要があると認めるときは、議会運営委員会に諮ります。なお、当該議員が議会運営委員会所属議員の場合は、その協議に加われないものとします。

・議長は、議員の政治倫理基準の遵守に関する事項について、調査及び審査する必要があると認めるときは、議会運営委員会に諮ったと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	0	0	0	0	11	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

・該当事例がなかった。(齊藤)

2 議長は、議会運営委員会から調査及び審査のため必要があると報告を受けたときは、直近の議会に諮って、議員政治倫理審査特別委員会を設置します。

・議長は、議会運営委員会から調査及び審査のため必要があると報告を受けたときは、直近の議会に諮って、議員政治倫理審査特別委員会を設置したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
0	0	0	0	0	11	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

・該当事例がなかった。(齊藤)

(議員定数)

第27条 上士幌町議会の議員の定数は、上士幌町議会の議員の定数を定める条例(平成14年条例第26号)で定めます。

2 議員定数の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分活用します。

3 議員定数の改正については、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

(報酬額)

第28条 議員の報酬額は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和35年条例第3号)で定めます。

2 報酬額の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用します。

3 報酬額の改正については、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

第7章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第29条 この条例は、議会の最高規範であり、この条例に違反する条例、規則、規程等を制定しません。

2 議会及び議員は、この条例を遵守します。

・議会及び議員は、この条例を遵守したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	齊藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
7	2	2	0	0	0	C	A	A	C	A	A	A	B	B	A	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・研修計画の策定や議会報告・意見交換会開催が必要と思う。(早坂)
- ・倫理基準は遵守したが、現在議会改革等で取り組んでいる課題は道半ばと考える。(中村)

3 議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断します。

- ・議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
9	2	0	0	0	0	B	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

(検証及び見直し手続)

第30条 議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表します。

議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表したと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
5	3	1	0	0	2	A	F	A	B	A	B	F	A	C	B	A

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・R4は全体評価、R5は個別評価を行い検証、公表は行ったが、改善すべき余地があるとする。(中村)
- ・今まに行っている最中である(西原)
- ・遅まきながら検証した。(江波戸)

2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。

- ・議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じたと考えるか。

A	B	C	D	E	F	早坂	松岡	斉藤	中村	田邊	山本	渡部	馬場	西原	江波戸	小椋
1	2	2	0	1	5	C	F	B	F	A	C	F	B	F	F	E

A以外の回答の場合、議会はどのようにすべきと考えるか。(自由表記)

- ・ 今後、具体的検討が必要と思う。(早坂)
- ・ 今後の検討課題としていきたい。(齊藤)
- ・ 条例の改正について、2022年7月7日開催の研修会(講師: 勢旗了三氏)指摘事項の協議が必要。(馬場)
- ・ これから(西原)
- ・ 検証結果がこれから(小椋)

3 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を町民に説明します。